

平成二十七年七月二十七日提出
質問第三五二一号

文化施設と表現の自由に関する質問主意書

提出者
初鹿明博

文化施設と表現の自由に関する質問主意書

一般論として、自治体が運営している文化施設が、展示されている芸術作品について、作者に改変又は撤去を求めることは表現の自由を侵害する行為で許されないと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。